

マキアヴェッリと対決するボテロー ——16世紀後半イタリア「国家理性論」の特質をめぐる一考察——

石黒 盛久

ヨーロッパ中世・ルネサンス研究所第七回シンポジウムにおいてなされた発表をもとに執筆された本稿の目的は、G・ボテロー(1544-1617)の名著『国家理性論』の特質を示し、それを近世西欧政治思想史の展開に位置づける点にある。この課題を遂行するにあたり、先行するマキアヴェッリの主張との比較は有効な方法となろう。マキアヴェッリは一般に〈国家理性〉観念の先駆者とされている。だが〈国家理性〉という語は、彼の著作には未だ存在しない¹。それが出現するのは続く世代の、グイッチャルディーニやデッラ・カーザの著作においてである²。こうした言葉の出現は、彼等が政治と倫理の間の葛藤をよく自覚していたことを示唆する³。皇帝カール5世退位という事件(1555)は、彼らの世代の政治指導者における、かかる葛藤の自覚の深刻さを示すものである⁴。両者の再統合こそが時代の切実な要請となった⁵。

政治と倫理の再統合は別の言葉で言えば、政治行動における〈国家理性〉の適応範囲の確定を意味する。ボテローの『国家理性論』はその最初の試みに他ならない⁶。彼は『国家理性論』緒言で、マキアヴェッリが犯した政治による倫理の蹂躪を批判し、同書の目的を「自身が偉大となるために、また人民を幸せに統治するために君主がとるべき真実のやり方」を提示することに求める⁷。では政治的論理と個人的倫理を止揚する真の〈国家理性〉は、彼により如何にして可能とされたのだろうか。

これを論じる予備作業として我々は、『国家理性論』の構造を概観したい。第一巻前半ではまず導入として、国家理性の定義とそれが適用される国家の諸形態が示される。第一巻の続く諸章

¹ この間の事情については R. De Maffei, *Il problema di Ragion di Stato nell'età della Controriforma*, Roccrodo Riccardi, Milano-Napoli, p.1.

² 彼らにおけるかかる概念の出現については *ibid.*, pp.1-23.

³ *Ibid.*, pp.5-6.

⁴ *Ibid.*, p.22.

⁵ *Ibid.*, pp.9-10. B. Croce, *Storia dell'età barocca in Italia*, Adelphi, Milano, 1993, pp.127-133.

⁶ Alberto Tenenti, "Dalla《Ragion di Stato》di Machavelli a quella di Botero", a cura di A. Enzo Baldini, *Bottero e la 'Ragion di Stato'- Atti di convegno in memoria di Luigi Firpo*, Olshiki, Firenze, 1992, pp.19-21. Croce, *op.cit.*, pp.117-121.

⁷ 「自身が偉大になるために、また人民を幸せに統治するためにある君主が執るべき真実のやり方」(『国家理性論』緒言)。

では理想的君主像が、臣下からの〈愛情〉と〈名声〉を伴う存在として描写される。彼によれば君主に対する臣下の〈愛情〉は、社会における利益配分の均衡の〈保守〉に由来とするものである。そしてかかる〈愛情〉は、彼の〈公正〉と〈鷹揚〉とにより強化される。他方〈名声〉は〈賢慮〉と〈勇猛〉の行使を通じ実現される、利益配分の均衡としての政治機構自体の創出により獲得される。注目すべきは第一巻の残部においてまず〈愛情〉の獲得が詳述され、〈名声〉の獲得の考察が第二巻に回されていることである。これは彼が〈名声〉よりも〈愛情〉をより重視していることを示すものだ。

第3巻・第4巻では内政の要点が語られる。とりわけ重視されるのは、先述の如く利益分配を法に則り正しく行うことにより、上中下三つの階級間の均衡を保持することであった。続く第5巻・第6巻では、支配の境界領域たる国境の取り扱いが論じられる。国境を間にその外部では他者の領土の吸収が、その内部では新領土の旧領土への消化が行われる。更にポテロは国境地帯の安全のため、予防戦争も時によって有効だと主張する。この後、第7巻と第8巻では国家の経済的基礎が、第9巻では征服戦争が、第10巻では戦争指導者としての君主の資質が論じられる⁸。

以上の全体構造を踏まえポテロの議論の方向性は、世襲君主により維持される秩序の世界から、新君主により創出される無秩序の領域へと展開していると考えられる。この展望に沿い彼の政治観は四つの段階に分かたれる。完璧な法制を伴う第一段階。そこでは国家における各階級への利益分配が、この法制に即し自動的に行われる⁹。この段階にあって君主は臣下の〈愛情〉以外、何物も必要としない¹⁰。第二段階は、特定の条件下において君主の自発的介入が必要となる段階である。こうした介入が必要とされるのは、法制度の部分的欠陥により、利益の均衡ある分配が必ずしも自動化しないからである。そこで君主は時折、〈思慮〉と〈勇猛〉の行使による〈名声〉の獲得を通じ、臣民間の利益の均衡の復元を目指す¹¹。第三段階の考察に移ろう。そこでは法制

⁸ ポテロ(石黒盛久訳)『国家理性論』風行社、東京、2016、223-230頁。

⁹ 「臣民に福利をもたらす最良の手段は各人に対し自身の財産を、正義を介して保証してやるということに尽きる。平和の基盤と人民の和合の確立がここに存することは、正に疑いのないところである」(『国家理性論』I-12)。「賦課と有用性の均衡を図りつつ、また責任を榮譽によって軽減しつつ、報奨金や位階勲等を適切に配分すること」(『国家理性論』I-14)。

¹⁰ 「われらが主イエズス・キリストはその聖なる教会を、あたかも最良の共和国として創建する際、それを多大な力と美德を備える慈愛により成形した。慈愛は単に人間の手を縛るのみならず、その心を統合するのである。こうした心の一体化が存在するところでも侵害も呵責も正義の対象[となる不正]も存在しないからである」(『国家理性論』I-12)。

¹¹ 「悪習の発端には断固たる態度で立ち向かうべきである。なぜなら悪習は時と共に増大し、力を得てくるからに他ならない」(『国家理性論』II-6)。「それらが好機に基づいていなければ、もっと言えば好機に導かれてでなければ、武力も策略も何の価値もない」(同)。「民衆よりも貴族を最良にしているとも、貴族よりも民衆を最良にしているとも思われることから身を慎まねばならない。というのもこんなやり方に従うことに依って君主は、公平無私な普遍的君主ではなく、単なる一党派の首領に出してしまうからである」(同)。「人民

度が生成ないし崩壊の途上にあるため、利益の自動的配分は極めて困難である。政治を通じた公益の配分は、〈思慮〉と〈勇猛〉に基づく君主の努力に全面的に依存している。この状況のもと君主は統治にあたり、臣民の自発的〈愛情〉をほとんど期待できない。彼に可能なことは、己の〈思慮〉と〈勇猛〉により獲得される〈名声〉を利用し、臣民を操作することしかない¹²。他方第4段階とは、国家が解体し法制度が完全に失われている状態のことである。ここに至って君主は、〈愛情〉に基づく臣民の自発的服従を全く期待できない。その結果、〈名声〉を生み出す資質のうち〈思慮〉を働かせる余地も消滅し、支配は〈勇猛〉に換言すれば力のみ依存する¹³。

『国家理性論』におけるボテーロの思考は、この第一段階から第四段階へと章を追い展開している。世襲君主はその支配の当初、法や制度という衣を何枚も重ね着している。そしてこれらを通じ彼は、〈思慮〉や〈勇猛〉のような積極的手段の行使を免れていた。『国家理性論』は時局に対応する君主が、こうした衣を脱ぎ捨てて行く過程を描き出す。そして最終的に裸となったこの君主は状況の混沌を制御すべく、積極的政治行動に打って出ることを余儀なくされる。秩序から無秩序へと進み出るボテーロの君主の姿は、マキアヴェッリのそれとは対照的だ。後者は無秩序から自力で秩序を構築する者に他ならない¹⁴。その点で『君主論』におけるマキアヴェッリの議論は、まさに新君主に焦点をすえている¹⁵。これに対し『国家理性論』でのボテーロの議論は、

というものは、外寇や内戦の懸念が無く、暴力や不正により故郷で殺傷されるような恐れを抱かない時、安価に必要な食料が確保できさえすればそれで満足してしまい、その他のことなど考えもしなくなってしまう」（『国家理性論』III-1）。

¹²「秘密を守ることにもまた君主にとり重要な資質の一つである。というのもこれこそが彼をして神に似たものとするのみならず、君主の意図を知らない時人民は判断中止に陥り、ひとえに君主の支持を待ち望むようになる」（『国家理性論』II-11）。「中間層は一般に最も温和で治めやすい連中だ。これに対して両極端の人間たちは最も統治しづらい者たちに他ならない…そこで中間層はおとなしい者たちと考え、富裕層と貧困層を取り扱い、彼らが無秩序や騒乱に及ばぬような対策を立てる手段を考えよう」（『国家理性論』IV-2）。

¹³「人民をあやしてやる術を心得るだけでは足りない。それ以上に騒擾を引き起こし公共の安全と君主の尊厳を損なうことがないように、少なくともそのような行動に追い込まれることがないように手を打つ必要が君主には存在する。なぜなら人民をあやしてやる術などしょせん儂いものでしかないからである。なかんずく人民から反乱を起こすような機会や手段を取り上げてしまわねばならない」（『国家理性論』IV-1）。

¹⁴「それぞれの国を手に入れ、あるいは建国したキュロスやその他の人々について考察してみると…みな運からはただよい機会のほか、なにも受け取らなかったことに気づく。そしてそのよい機会もただ彼らに材料を与えただけであって、それを自分たちの思い通りの形に生かしていったのは彼らであった」（『君主論』6章）。「ロムルスがローマの国王となり。この祖国の建設者となろうという志を抱くためには、ロムルスはアルバにあってはならず、生まれ落ちるとともに捨て子でなければならなかった」（『君主論』6章）。

¹⁵「それでは、新君主が名誉をあげる適切な時期が果たして現在のイタリアを訪れてきているのかどうか、また、一人の懸命な力量ある君主に名誉を与えるとともに、イタリアの国民全体に幸福をもたらすような新しい形態を生み出す諸般の形勢が、はたして国内にあるのであろうかと。新君主にとって、現在は万事が好都合に向かってきているように思われる」（『君主論』26章）。

世襲君主をその読者に想定する¹⁶。

だが両者の対照的議論にも共通点がある。即ち彼らは共に自身の実力による〈運命〉の克服を主張している¹⁷。この実力のことをマキアヴェッリは『君主論』25章に、〈用意周到〉と〈果断〉の統合に基づく〈力量〉と表現する¹⁸。他方マキアヴェッリの〈力量〉に対応する、君主の実力のポテロによる表現こそ〈名声〉に他ならない。ポテロによればこうした君主の〈名声〉は、彼の〈賢慮〉と〈勇猛〉から構成される実力による、〈運命〉の克服によりもたらされるからである¹⁹。『君主論』25章においてマキアヴェッリはこうした〈力量〉による〈運命〉の克服を、洪水に対抗し「堤防や堰」を構築することに例えている²⁰。私益の均衡ある配分を保証することを通じ公益を実現する法制度は君主にとり、臣民の私欲の氾濫に対する「堤防や堰」の役割を果たす。換言すればかかる法制度を介し、君主が代表する公益と臣民の私益との合致が実現するのである。このような既存の「堤防や堰」たる法制度が十分に機能する間、君主は〈力量〉を行使する必要に迫られない。なぜなら公益の象徴たる君主は、私益を求める臣民の〈愛情〉の対象となるからである。

だがいったん法制度の均衡が崩れ始めると、臣民の利益と君主の利益の齟齬が明瞭となる。かくして君主は〈力量〉の行使つまりは〈名声〉の実現により、臣民を制御せざるを得なくなる。このような〈力量〉ないしは〈名声〉の利用という点で、マキアヴェッリが立ち向かう世界とポテロが立ち向かう世界は類似する。但し無秩序から秩序へ展開するマキアヴェッリの世界にあっては、君主と臣民の間のこのような葛藤は通常のものである。他方秩序から無秩序へと展開するポテロ的世界において、かかる齟齬は例外的事態に止まる。両者の立場の顕著な相違をここに見

¹⁶ 「国家理性は君主や国家の存在を前提とするが、領国の定礎はこうした君主や国家の存在に全面的に先行するもの」(『国家理性論』I-1)。

¹⁷ 「われわれ人間の自由な意欲は、どうしても失われてはならないものであって、仮に運命が人間の活動の半分を思いのままに裁定することができるとしても、少なくともあとの半分か、または半分近くは、運命もわれわれの支配に任せているとみるのが真実であろう」(『君主論』25章)。「賢明な君主にとり何よりも恥ずべきことは、幸運や偶然のなすがままになることである」(『国家理性論』II-6)。

¹⁸ 「また、一人は〈用意周到〉な男で、もう一人は〈果断〉な男というふうには、それぞれ異なった気風をもちながら、兩人とも成功している場合もある」(『君主論』25章／史料⑧)。「一私人が君主になった場合、当然〈力量〉あるいは〈偶然〉を伴うと予想される」(『君主論』6章)。

¹⁹ 「(〈名声〉をもたらしものとして)我々はなにがしかの偉大さや心胆や器才の力の如く、大業をなすにふさわしい〈力量〉を挙げることができる…名声をもたらしにふさわしいこれらの〈力量〉を我々は、〈賢慮〉や〈勇猛〉と名付けている」(『国家理性論』I-11)。「何が〈名声〉を増大するかを論じることに移ろう。それには二つの方法がある。即ち〈思慮〉によるものと〈勇猛〉によるものである」(『国家理性論』II-1)。

²⁰ 「〈運命〉の女神を次のような破壊的な河川の一つにたとえてみよう…だれもみなその奔流を見て逃げ去り、だれもみな抵抗のすべもなく、その前に屈してしまう…しかし、平穏なときに、あらかじめ「堤防や堰」を築いて、供えを固めておくことはできる。やがて増水しても、こんどは運河の方に流れ去ってしまうようにすること、言い換えれば、河川の猛威がわがまま勝手に害を加えることがないようにすることはできる」(『君主論』25章)。

ることができよう。加えて両者の立場の相違を我々は、次の点においても見出すことができる。即ち無秩序を自身の思考の基本的前提に置くマキアヴェッリは、〈用意周到〉以上に〈果断〉を高く評価する²¹。これに対して秩序の継続をその前提とするボテーロの思考は、〈勇猛〉よりむしろ〈賢慮〉をいっそう評価するのだ²²。

以上に論じた〈用意周到〉－〈果断〉ないしは〈賢慮〉－〈勇猛〉という二項対立に基づく〈運命〉克服の考察は我々を、『君主論』18章の次の議論へと導く。君主の政治的成功のためには、〈人間の〉手段たる法制度と〈野獣の〉手段たる実力が併用されなければならない²³。政治的混沌に対する「堤防や堰」として構築された法制度は、まさに国家秩序の領域の内部においてその有効性を発揮する。他方こうした「堤防や堰」の外部や裂け目に行使される〈野獣の〉手段＝実力は、マキアヴェッリによればさらに二つの側面を有している。即ち獅子としての単純な物理的暴力と狐としての詐欺である²⁴。マキアヴェッリはこれらの手段の場合に応じ使い分けることを推奨する。そしてまさにこの点において、政治と倫理の再統合者たるボテーロは、その切斷者たるマキアヴェッリと対決するのだ。

ボテーロは『国家理性論』II-8に「君主たる者は〈狡知〉ではなく〈思慮〉を専らとせねばならない」と語る²⁵。そしてこの言葉が、狐の〈狡知〉の利用を推奨するマキアヴェッリへの批判たることは論を俟たない。だが彼は同時に、「君主の〈思慮〉においては〈利益〉が他の何物にも勝るものである」とも断言する²⁶。更に加えて彼は思慮が、〈利益〉という「目的を達成するため適宜の手段を発見する心の働き」であるという点において、〈狡知〉と変わるところがないとすら言う²⁷。それでは彼の言う〈思慮〉と〈狡知〉の間には、一体どんな相違があるのか。この点につき「手段の選択において〈思慮〉が〈利益〉以上に〈誠実〉に従うのに対して、〈狡知〉はただ〈利益〉だけを勘定に入れている」という一句が、ボテーロの主張の要諦となろう²⁸。これは次のことを示唆している。即ち一方において〈狡知〉は〈利益〉以外の何物も考慮に入れることはない。他方において〈思慮〉は〈利益〉の獲得を目指しつつも、可能であれば「他の何物か」とし

²¹ 「私は〈用意周到〉であるよりはむしろ〈果断〉に進む方がよいと考えている。なぜなら、〈運命〉の神は女神であるから、彼女を征服しようとすれば、打ちのめしたり、つき飛ばしたりすることが必要である」（『君主論』25章）

²² 「新しいものよりは古いものを、騒擾よりは静穏を選ぶようにすべきである。このことは確実を不確実に、安全を危険に優先させることに他ならない」（『国家理性論』II-6）。「したがって確固として熟考された、偶然性のできるだけ少ない企画が追及される」（『国家理性論』II-8）。

²³ 「戦いに打ち勝つには二つの方法があることを知らなくてはならない。その一つは法律によるものであり、他は力によるものである。前者は人間本来のものであり、後者は本来野獣のものである」（『君主論』18章）。

²⁴ 「君主はや自由の方法を適当に学ぶ必要があるのであるが、そのばあい、野獣の中では狐とライオンに習うようにすべきである。というのは、ライオンは策略のわなから身を守れず、狐は狼から身を守れないからである」（『君主論』18章／史料㉗）。

²⁵ 『国家理性論』II-8。

²⁶ 『国家理性論』II-6。

²⁷ 『国家理性論』II-8。

²⁸ 『国家理性論』II-8。

での〈誠実さ〉をも、極力考慮におさめねばならないのである。この考察は、マキアヴェッリが『君主論』18章に記した以下の主張が、16世紀後半の国家理性論に与えた刺激を解明する。そこでマキアヴェッリは言う。「**でき得れば良いことから離れず**に、それでいて**必要やむを得ぬ時には悪に踏み入っていく**」(強調及び圏点引用者)ことが肝要であると²⁹。ボテローとマキアヴェッリ一両者の決定的な相違は、次の点に求められよう。無秩序から出発するマキアヴェッリはこの句の後半にその主張の重心を置いた。これとは逆に秩序を前提とするボテローは、この句前半に思考の重心を据えたのである。

単なる政治と倫理の統合ではなく、個人的〈利益〉の追及をキリスト教的倫理の見地から、ボテローが如何に許容し得たかについては更なる考察が必要である。だがここではそれを十分に行う余裕がない。ただ次の可能性を指摘しておこう。即ち16世紀後半にイタリアにおいて盛行した《決議論》という論法が、ボテローの発想に影響を与えたのではないか。『カトリック大辞典』によればこれは、「一般的な宗教ないしは道德上の規範を、特殊・個別の事例に適用するに際し、類推によって一定の結論を得るための判定法」とされる。この論法は当時特にイエズス会士により整備されたとされるが、説教師として活躍した元イエズス会士ボテローも、かかる論法を自家葉籠中の物としていたことだろう³⁰。

ここまでの考察から我々はボテロー『国家理性論』の課題と特色を、マキアヴェッリのとの対比において次の如く総括し得る。即ち、政治による倫理の無視を強調するマキアヴェッリの偽の〈国家理性〉を克服し、政治と倫理の守備範囲を有機的体系中に確定することを通じボテローは、真の〈国家理性〉の可能性を模索した。そしてこうした真の〈国家理性〉は、権力を無から定礎するマキアヴェッリ的新君主を通じてではなく、既存の権力を行使する世襲君主の業として可能とされた。マキアヴェッリの〈統治の技法〉もボテローの〈国家理性〉も、〈力量〉や〈名声〉による〈偶然〉の制御という共通の目的を有してはいる。だが後者は〈決議法〉の政治的転用を媒介に〈思慮〉を〈狡知〉から弁別し、既存の法秩序の外部への突出という例外的事態への対処としてのみ、非倫理的手段の行使を世襲君主に許容する。とは言えこの許容は、こうした緊急措置の発動に先行し君主が、人間的手段としての〈法〉により事態に対処し得る、秩序の空間を最大限に整備・拡張していることをその要件とするものである。こうした既存の国家による限定された〈国家理性〉の行使(国家の〈維持〉と制約された〈拡張〉)というボテローの発想が、この時期イタリアにおいてハプスブルク家の覇権下に創出された、「スペインの平和」体制を背

²⁹ 『君主論』18章。

³⁰ 〈決議法〉と16世紀後半政治思想の連関に関しては、Croce, op.cit., pp.101-104.パスカルによるイエズス会的〈決議法〉批判については、『プロヴァンシャル』「第四の手紙」を見よ。この書の全体が17世紀当時のカトリック聖職者に乱用された、かかる論法に対する非難の書となっているが、とりわけこの「第四の手紙」にはイエズス会士と彼らの用いる〈決議法〉がはっきりと告発されている(B.Pascal (Jaques Chevalier ed.), Œuvres complètes, Gallimard, Paris, 1954, pp.692-703)。

景としたことは無論である³¹。換言すればこれは、「中型国家優越論」に代表されるボテロー的国家が³²、自身の権力の正当性や起源(定礎)という問題を自明のものと捨象し得たことを意味する。マキアヴェッリが発した国家権力の定礎という問題が、イタリアの政治論においてではなく、ハプスブルクの覇権システムの外部の英・仏の法曹家たちによって継承された必然性も正にこの点に存するのである³³。

³¹ ボテローはこうした前提に忠実なあまり、かかる体制から逸脱する主君サヴォイア公カルロ・エマニュエレ 1世の政策に、あからさまに反対することも少なくなかった。L. Firpo, "Introduzione", in *Della Ragion di Stato di Giovanni Botero con tre libri delle cause della grandezza delle città* (a cura di L. Firpo), Unione Tipografico-Editorice Torinese, Torino, 1948, p.14. F. Chabod, "Giovanni Botero", in *Scritti sul Rinascimento*, Einaudi, Torino, 1981 (Prima edizione nei «reprints»), p.355. A. Alboncio, "Premessa", in *Il mondo Americano di Giovanni Botero con una selezione dalle Epistolae e dalle Relazioni Universali*, Bulzoni, Roma, 1990, pp.58-59.

³² 「中位の国が保全に最も適しているとは確かなことである」(『国家理性論』I-6/史料㉔)。「領土的に中位の国にはより永続性がある」(『国家理性論』I-6)。「かくして我々は、超大国より比較的中位の国の方が長続きするのを確認することができる」(『国家理性論』I-6/史料㉕)。「支配者が中位性の限度を心得これに自足するなら、その支配権は永続する」(『国家理性論』I-6/史料㉖)。Chabod, op.cit. pp.321-322.

³³ Firpo, op.cit., pp.20-21. Chabod, op.cit. pp.311-313.